

放射性物質の輸送に関する IAEA の安全要件の取入れ及び IRRS の指摘事項に対応するための関係する原子力規制委員会規則、告示及びガイドの改正案に対する意見募集の結果について（1 / 2）

令和2年10月14日
原子力規制委員会

放射性物質の輸送に関する IAEA の安全要件の取入れ及び IRRS の指摘事項に対応するための関係する原子力規制委員会規則、告示及びガイド等の改正案について、行政手続法(平成5年法律第88号)に基づく意見募集を実施しました。その結果につきましては、以下のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 概要

意見募集の期間：令和2年8月20日から令和2年9月18日（30日間）

意見募集の対象：

- 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則（案）
- 平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）及び放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部を改正する告示（案）
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正について（案）
- 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正について（案）

意見募集の方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX 及び電子メール

2. 意見募集の結果等

御意見数¹：16件

御意見に対する考え方：別紙のとおり

以上

¹ 総務省が実施する行政手続法の施行状況調査で指定された算出方法に基づくもので、別紙にある意見の数とは一致しない。

御意見に対する考え方

1 - 1 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	御意見	考え方
第 3 条（核燃料輸送物としての核燃料物質等の運搬）関係		
1	<p>今回の改正では輸送物の技術基準への適合において経年変化の考慮が追加され、当局承認容器については設計承認申請の際に経年変化の考慮について説明すると理解しています。繰り返し使用される当局承認を要しない L 型、A 型又は IP 型輸送物についても、IAEA 輸送規則助言文書 SSG-26 改定草案 (DS469) 613A.3 項の考え方のとおり、現在運用されている保守、点検プログラムに従って輸送容器の健全性を確認して使用することで良いでしょうか。</p>	<p>SSR-6 の助言文書である SSG-26 の改定草案の 613A.3 項には、繰り返しの使用を予定する輸送容器については、経年変化を考慮した保守・点検プログラムが作成されるべきとされています。そのため、御指摘の L 型、A 型又は IP 型輸送物を繰り返し使用する場合には、経年変化を考慮した保守・点検プログラムを作成する必要があります。</p> <p>したがって、現在運用している保守・点検プログラムにおいて既に経年変化が考慮されている場合は、その運用を変更する必要はありませんが、経年変化が考慮されていない場合は、経年変化を考慮した保守・点検プログラムを作成の上、運用していただく必要があります。</p>
第 9 条（IP - 2 型輸送物に係る技術上の基準）関係		
2	<p>また、IP 型輸送物の中には、本規則の第 9 条第 2 項第 2 号に基づいて、IP 型輸送物の基準に係る承認を受けて使用されているものがあります。当該承認は、今回改正された経年変化の考慮と直接関係ありませんが、引き続き有効と考えても良いでしょうか。本承認は、一般の試験条件を ISO コンテナ規格に代える事を審査・承認して頂いているもので、設計承認とは位置付けが異なるため念のために確認させて頂きたい。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
附則第 2 条（経過措置）関係		
3	<p>「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則」附則第 2 条（経過措置）について</p> <p>○内容</p> <p>(1) 施行日前に取得している核燃料輸送物設計承認(告示第 41 条第 2 項)は、施行日以降は、設計承認の更新(告示第 41 条第 3 項)は認め</p>	<p>(1) 御理解のとおりです。</p> <p>(2) 経過措置期間は設定しておりませんが、施行日後も施行日前に交付された核燃料輸送物設計承認書の有効期間中は、同承認書は有効です。なお、有効期間終了後に継続して使用する場合には、有効期間中に改正後の規則・告示に適合した設計変更承認を得る必要があります。</p>

	<p>られず、改正された規則・告示（輸送物の技術基準（経年変化の考慮等）の追加など）に従って、取得しているすべての輸送物の設計について設計変更承認申請を行うことになるのでしょうか。</p> <p>（２）上記（１）の場合、改正された規則・告示に基づき評価を実施し、設計変更承認申請を行うまでには一定の期間を要するものと思われませんが、経過措置期間はないのでしょうか。仮に、本案件の対応中に取得している承認の有効期間を過ぎてしまった場合は、設計変更承認申請ではなく、あらためて設計承認申請を行うことになるのでしょうか。</p> <p>（３）容器承認（規則第 22 条）についても、上記（１）及び（２）と同様に、施行日以降はあらためて容器承認申請を行うことになるのでしょうか。</p>	<p>核燃料輸送物設計承認書の有効期間後に申請を行う場合には、設計変更承認申請ではなく、改めて設計承認申請を行う必要があります。</p> <p>（３）施行日後も、施行日前に交付された容器承認書の有効期間中は、同承認書は有効です。有効期間終了後に継続して使用する場合には、有効期間中に改めて改正後の規則・告示に適合した容器承認を得る必要があります。</p>
4	<p>経過措置の考え方について、R3 年 1 月 1 日の時点で有効期間が残存している容器承認及び安全設計解析書（SAR）については、それぞれの有効期間の間に今回の法令改正を反映して承認の更新を申請すれば良いのでしょうか。</p> <p>また、仮に令和 3 年 1 月 1 日以降、経過措置によって認可が継続している容器を使用して運搬確認の申請を行う場合、今回の法改正における変更内容（経年変化の影響など）が運搬確認の申請書（車確申請書）の審査において要求されることはないと考えますが、正しいのでしょうか。</p>	<p>有効期間が残存している容器承認及び核燃料輸送物設計承認については、上記番号 3 の考え方を参照してください。また、車両運搬確認申請書については、御理解のとおりです。</p>

御意見に対する考え方

1 - 2 核原料物質の使用に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	御意見	考え方
第 2 条第 12 号関係		
1	別表第二の改正後欄の第 2 条第 1 2 号の「その容器」は「当該核原料物質を収納した容器」のほうがよいと思います。別表第三の改正前欄、改正後欄の第 1 4 条の 3 第 2 項第 5 号の「当該放射性同位元素装備機器を収納した容器」と同様に。	御指摘を踏まえ、「当該核原料物質及びその容器の～」を「当該核原料物質及び当該核原料物質を収納した容器の～」に修正します。
2	別表第二の改正後欄の第 2 条第 1 2 号の「当該核原料物質及びその容器の経年変化」は、現行第 2 条第 1 2 号イ(1)及び(2)に規定する「措置」に係る経年変化は含まれないものと理解してよろしいか？	御指摘の「核原料物質が容易に飛散し又は漏えいしない措置」については、容器に収納しないで運搬するという例外的な規定であり、運搬する時点で行われる措置であるため、経年変化の規定の対象となるものではありません。

御意見に対する考え方

1 - 3 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則 一部改正案に関するもの

番号	御意見	考え方
規則 14 条の 3 (認証の基準) 関係		
1	<p>意見 2 < 該当箇所 > 規則第 1 4 条の 3 第 2 項第 5 号</p> <p>< 内容 2 - 1 > 認証の基準として、同条第 2 項第 5 号に運搬の基準が規定されていますが、ここで言う「放射性同位元素装備機器」は、合致検査が終了したもの（認証機器）と合致検査が終了していないもの（放射性同位元素装備機器）の両方が該当するのでしょうか。</p>	<p>放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（以下「RI 施行規則」という。）第 14 条の 3 第 2 項第 5 号の規定は、放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「RI 法」という。）第 12 条の 3 第 1 項に基づく設計認証又は特定設計認証に係る技術上の基準を定めるものです。</p> <p>御意見にある「合致検査が終了したもの（認証機器）」が設計認証又は特定設計認証を受けているもの、「合致検査が終了していないもの（放射性同位元素装備機器）」が設計認証又は特定設計認証を受けていないものとの意味であれば、RI 施行規則第 14 条の 3 第 2 項第 5 号の輸送物の基準で運搬することができる放射性同位元素装備機器は、いずれかの認証を受けたものが該当し、認証を受けていないものは該当しません。認証を受けていない放射性同位元素装備機器については、当該放射性同位元素装備機器内の放射性同位元素等の数量等に応じて RI 施行規則第 18 条の 4 等の放射性輸送物に応じた技術上の基準に適合していなければなりません。</p>
2	<p>意見 2 < 該当箇所 > 規則第 1 4 条の 3 第 2 項第 5 号</p> <p>< 内容 2 - 2 > 規則第 1 4 条の 3 第 2 項第 5 号イに「第 1 8 条の 3 第 1 項第 1 号の L 型輸送物に相当すること。」と規定されているが、「L 型輸送物」と「L 型輸送物に相当」とは異なる輸送物であるとして良いのでしょうか。もし、同じものであるならば、なぜ、条文に規定されている輸送物の技術的な基準が微妙に異なるのでしょうか。統一すべきではないのでしょうか。</p> <p>理由 2 - 2 「L 型輸送物」と「L 型輸送物に相当」とが異なるものした場合、国土交通省が定める「放射性同位元素等車両運搬規則」では、「L 型輸</p>	<p>RI 施行規則第 14 条の 3 第 2 項第 5 号イに規定される「L 型輸送物に相当」は、設計認証又は特定設計認証に係る制度の導入に当たり認証の基準として設けたものであり、「L 型輸送物」と「L 型輸送物に相当」は異なるものです。そのため、L 型輸送物とほぼ同じ基準が適用されますが、放射性輸送物の型の表示等について異なります。</p> <p>表示付認証機器の運搬を行う場合、RI 法第 25 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定により、原子力規制委員会が所管する運搬する物についての措置は RI 法第 18 条の規定ではなく、RI 施行規則第 14 条の 3 第 2 項第 5</p>

	<p>送物に相当する輸送物」の規定がないが、公道を運搬することができるのでしょうか。</p> <p>また、実際に表示付認証機器を運搬する場合は、「放射性同位元素等車両運搬規則」に基づく「L型輸送物」として運搬しており、これは認証条件と合致していない運搬となることから、法第3条の規定から認証の条件に従っていないこととなり、表示付認証機器ではなくなるのでしょうか。</p>	<p>号に規定する技術上の基準に従うこととなりますが、国土交通省が所管する運搬方法に係る措置は従来どおり「放射性同位元素等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。)が適用されます。このため、運搬する物についての措置と運搬方法に係る措置が区分されていることから、御意見にある車両運搬規則に基づくL型輸送物として運搬する場合においても認証条件に合致していない運搬には当たらず、表示付認証機器でなくなるものでもありません。</p>
<p>第18条の3(放射性輸送物としての放射性同位元素の運搬)関係</p>		
<p>3</p>	<p>核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則 別表第三放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正に関する表 第18条の三第3項における当該放射性輸送物の経年変化を考慮した上でとありますが、(1)経年変化に関して求められる基準等をお示しいただけますでしょうか。例えば、輸送物の都度の出荷前の検査等で健全性が確認されているとできますでしょうか。(2)経年変化に関して、海外で設計され製造された容器について容器承認を受ける場合、求められる要件をお示しいただけますでしょうか。</p>	<p>経年変化に関しては、輸送容器の使用が想定される期間、頻度、その他の使用又は保管条件などを踏まえて経年変化を評価し、想定使用期間経過後においてもRI施行規則第18条の4等の放射性輸送物の種類ごとに定める技術上の基準に適合していることを求めることとなります。</p> <p>経年変化に係る評価については、BU型又はBM型輸送物の場合、定期自主検査により輸送容器の健全性を定期的に確認する等の条件において、輸送容器に対する放射線による脆化の影響、使用時に輸送容器にかかる負荷による疲労、保管時における環境条件に起因する錆や腐食の発生などの経年変化を放射性輸送物の安全性に関する説明書に記載の上、承認を受けることとなります。なお、発送前の検査・定期自主検査等では、承認を受けた条件等を踏まえて、健全性を確認し、その結果に応じて輸送容器の部品の交換をする等の必要な対応が求められます。</p>
<p>4</p>	<p>核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則(案)</p> <p>別表第3について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経年劣化に関するコメント <p>【規則 第18条の3第3項】</p> <p>1. 経年劣化を考慮した上でとされているが、長期に渡る反復使用が想定される容器が考慮の対象と考えて宜しいでしょうか。</p> <p>2. 異なる容器の材質に対して、経年劣化の考慮の基準をお示しいただけないでしょうか。</p>	<p>L型、A型及びIP型の放射性輸送物に関しては、放射性同位元素からの放射線等により輸送容器の主要構造部の経年変化が起きることは考え難いことから、輸送容器の使用又は保管条件などに起因する錆、腐食及び疲労の発生状況などの経年変化を考慮し、技術上の基準への適合性を確認することとなります。これらの放射性輸送物については、発送前の検査・定期自主検査等で健全性を確認し、その結果を踏まえて輸送容器の種類やその状況に応じて輸送容器そのものを交換するか又は輸送</p>

	<p>3. 経年劣化に関する考え方や基準及び基準への適用方法などに関するガイドラインの作成は考えられているでしょうか。</p>	<p>容器の部品の交換をする等の必要な対応が求められます。</p> <p>経年変化に係る措置については、海外で設計された容器か否かにかかわらず同一の内容を求めることになり、容器承認(又は放射性輸送物設計承認)における放射性輸送物の安全性に関する説明書の中で上記の項目について確認することになります。</p> <p>経年変化に関する考え方や基準への適用方法等は上記のとおりですが、今後、現在策定作業中の「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド」にも示すこととします。</p>
5	<p>意見 1</p> <p><該当箇所> 規則第 14 条の 3 第 2 項第 5 号、第 18 条の 3 第 3 項、第 24 条の 2 の 4</p> <p><内容 1></p> <p>経年変化を考慮することの基準が示されていない状況で、法令改正をするのは、時期尚早ではないのか、十分な検討を行った後、法令に取り入れるべきである。</p> <p>理由 1「経年変化を考慮」する基準が IAEA から示されていないと聞いている。国内法令に取り入れる場合は、基準が明確になり、国内法令に取り入れるかどうかを検討し、数値を含む技術基準がある場合は放射線審議会に諮る必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>今回の改正に際し、基準が示されていない状況では以上のような手順を踏んでいないと思われれます。現段階で法令改正を行うべきではなく、適切な手順を踏んで行政が実施されることを希望します。</p>	<p>今回の改正は、IAEA 輸送規則 SSR-6 において経年変化を考慮することが求められていることを踏まえて国内法令への取り入れることとしたものです。経年変化については、SSR-6 の助言文書である SSG-26 改定草案に記載されている評価の視点や記載すべき事項を踏まえ、4 の回答のとおり放射性輸送物の安全性に関する説明書に記載された評価及び保守の方法などについて確認することで審査が可能と考えます。</p> <p>また、今回の改正は、経年変化を考慮した上で、輸送物毎の技術上の基準に適合することを求めるものであり、放射線障害の防止に関する技術的基準には当たらないことから放射線審議会に諮る必要はなく、適切な手順を踏んでいると考えています。</p>
6	<p><該当箇所> の規則の別表第三</p> <p><内容></p>	<p>経年変化に関しては、輸送容器の使用が想定される期間、頻度、その他の使用又は保管条件などを踏まえて経年変化を評価し、想定する使用期間経過後においても RI 施行規則第 18 条の 4 等に定める輸送物の技</p>

<p>第 14 条の三 第 2 項 第五号で、容器が、経年変化を考慮した上で、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>同第 18 条の三 第 3 項</p> <p><意見></p> <p>通常、放射性同位元素を使用する場合、収納する放射性同元素の放出する線種、数量により、構成される部材が放射線による経年変化を受けるとは考えにくい。</p> <p>使用、貯蔵または保管される環境が、経年変化を受けないように考慮しておけば良いのか？</p> <p>また、JIS Z 4560 工業用ガンマ線装置では、装置の設計要件として、次が定められており、この JIS に準拠した装置であれば、経年変化を考慮した装置と言えるのではないか？</p> <p>a) 線装置は、使用において想定される条件で設計する。</p> <p>b) P 形及び M 形の 線装置は、使用において想定される条件の下での腐食の影響に耐える設計とする。</p> <p>c) P 形及び M 形の 線装置は、湿気、泥、砂及びその他の異物のある環境下で、連続して動作する設計とする。</p> <p>d) 線装置は、温度範囲 - 10 ~ 45 で確実に動作する設計とする。</p> <p>e) 電動 線装置の電気回路の動作電圧及び絶縁抵抗は、関連する電気用品安全法に適合するものとする。</p> <p>o) 線装置は、非金属材料部品(例えば、ゴム、プラスチック、接着材及びシールコンパウンド、潤滑油など)が、製造業者によって想定した設計寿命の期間中に、放射線によって 線装置の安全性を損なう損傷を受けない設計とする。</p> <p>また、定期的な点検が義務づけられており、その点検を継続的に実施することにより、経年変化を受けていないことが確認できるのでないでしょうか？</p>	<p>術上の基準に従った措置が講じられていることを求めることになりません。</p> <p>具体的な経年変化としては、輸送容器に対する放射線による脆化の影響、使用時に輸送容器にかかる負荷による疲労、保管時における環境条件に起因する錆や腐食の発生などがあり、これらの経年変化を考慮した上で運搬に係る技術上の基準に適合させ運搬することが求められます。</p> <p>JIS Z 4560 は、工業用ガンマ線装置自体の性能、設計及び試験方法について規定しているものです。RI 施行規則で求める運搬に係る技術上の基準は、これらを収納し、運搬するために必要な技術上の基準を規定するものであり、上記のとおり輸送容器に対する経年変化の考慮が必要です。また、当該装置自体が輸送容器を兼ねている場合であっても、使用、貯蔵又は保管のみではなく運搬に係る考慮が必要であり、JIS 規格への収納物の適合をもって、経年変化の考慮について運搬に係る技術上の基準を満たしていることにはなりません。</p>
--	--

7	<p>意見3 < 該当箇所 > 規則第18条の3第3項</p> <p>< 内容3 ></p> <p>第18条の3第3項の条文から「BM型輸送物及びBU型輸送物」を削除すべきである。</p> <p>理由3</p> <p>「BM型輸送物及びBU型輸送物」については、法第18条第3項及び規則第18条の18第7号に規定されている「承認容器として使用する期間」並びに第18条の19に規定する「使用する期間の更新」に基づいて5年ごとに更新するよう指導、運用が実施されている。</p> <p>このため、既に経年変化は考慮されていると考える。したがって、第18条の3第3項の条文から「BM型輸送物及びBU型輸送物」を削除すべきである。</p> <p>それとも、現在実施している更新手続きには、経年による劣化の確認は含まれていないのでしょうか。</p>	<p>経年変化の考慮については、今回IAEAの安全要件の取入れとして国内関係法令に明文化して規制要求することとしたものです。『BM型輸送物及びBU型輸送物』は、IAEAの安全要件において経年変化を考慮する対象とされており、BM型輸送物及びBU型輸送物を削除することはできません。</p> <p>上記3及び4の考え方に示したとおり、今回新たに考慮することを求める経年変化については、将来想定される使用期間等を設定し、その間の保守管理方法を前提に経年変化を評価し、想定使用期間経過後においてもRI施行規則第18条の4等の放射性輸送物の種類ごとに定める技術上の基準に従った措置が講じられ適合していることを確認して容器承認（又は放射性輸送物設計承認）を行うこととなります。それに対して、御意見にある現行の5年ごとに行う承認容器使用期間更新は、更新時点での設計への適合性を確認するものです。</p> <p>改正後のRI施行規則では、5年ごとの更新時点での確認においては、新たに規定される経年変化の考慮についても確認することとなるため、従来のその時点での設計への適合性の確認に加えて、容器承認（又は放射性輸送物設計承認）時に経年変化の評価の前提となっている保守管理が、更新前の5年間に適切に行われたことについても確認することとなります。これにより、経年変化に対する健全性について、想定される使用期間経過後にも維持される見込みであるかの確認を行うこととなります。したがって、従来の承認容器使用期間更新を行うことのみをもって経年変化を考慮していることにはなりません。</p>
第24条の2（特定放射性同位元素等の輸送）関係		
8	<p>意見4 < 該当箇所 > 規則第24条の2の4第2項</p> <p>< 内容・理由4 ></p>	<p>特定放射性同位元素等を運搬する場合は、RI施行規則第24条の2の4第1項において、RI法第25条の5の規定により読み替えて適用するRI法第18条第1項の原子力規制委員会規則での定める技術上の基準</p>

	<p>「特定放射性同位元素に係る放射性輸送物は、当該放射性輸送物の経年変化を考慮した上で、前項に規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。」が新たに規定されているが、特定放射性同位元素を運搬する場合は、規則第18条の3で規定する輸送物以外の輸送物で運搬することがあるのか。既に規則第18条の3で「経年変化を考慮した上で」と規定されているため、二重に規定することとなる。第2項は削除すべきではないか。</p>	<p>は、RI 施行規則第18条の5から第18条の7まで、第18条の12(A型輸送物、BM型輸送物及びBU型輸送物に係る部分に限る。)及び第18条の13(A型輸送物、BM型輸送物及びBU型輸送物に係る部分に限る。)に定める基準としており、経年変化について規定しているRI 施行規則第18条の3第3項は、含まれません。このため、特定放射性同位元素等を運搬する場合においても経年変化を考慮することをRI 施行規則第24条の2の4第2項で規定したものです。</p>
<p>様式19(第18条の17及び第24条の2の7関係)関係</p>		
<p>9</p>	<p><該当箇所> 規則の別表第三 <内容> 第18条の18第1項第7号で、収納物の密封性に関する事項。 第18条の18第1項第11号で、その他特記事項。 <意見> 密封線源を収納物とする場合、密封線源自身で、密封性を担保する場合と収納容器にて密封性を担保する場合がありますのでは。 その際、様式第19の密封の状態でどのように記載を求めているのかをお示し願いたい。 容器の保守及び放射性輸送物の取扱に関する事項で、性能維持点検等を年1回実施することを記載することになるのでしょうか? その他特記事項には、どのような内容の記載を求めるのでしょうか? 以上 ご教授をお願いいたします。</p>	<p>御意見にあるRI 施行規則様式第19の「密封の状態」には、放射性輸送物全体でどのように密封を担保しているか記載する必要があります。例えば、密封線源を収納する場合は、収納物の密封線源により密封を担保している旨を記載し、非密封線源を収納する場合には輸送容器において密封性を担保する構成(収納容器、容器一次蓋及びガスカート等)について記載することとなります。 その他特記事項については、容器承認書の記載事項に合わせて追加した項目であり、様式中の他の項目についての補足事項や関連情報等の記載を想定しています。 なお、改正部分ではありませんが、容器の保守及び放射性輸送物の取扱に関する事項は、ご意見のとおり点検・検査等に関して記載することとなります。具体的には、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則」及び「放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」の一部改正について(平成19年1月11日18科原安第139号)に記載のとおり、容器の設計仕様に従い、外観検査、作動確認検査、吊上げ検査等を年1回以上(年間の使用回数が10回以上を超えるものにあつては、使用回数10回ごとに1回以上)実施することを記載することとなります。</p>

10	<p>意見 5</p> <p>< 該当箇所 > 規則全体</p> <p>運搬に関する法令を国土交通省において一本化すべきである。</p> <p>< 内容・理由 5 ></p> <p>放射性同位元素等を公道において運搬するためには、国土交通省が所管する「放射性同位元素等車両運搬規則」により規定され、実施される。一方、RI 法において、輸送物について規定がされている。輸送物は、輸送行為の実態を踏まえて規定されるべきであり、輸送物や運搬の経験が乏しい原子力規制庁で規定するよりも、輸送の実態を把握している国土交通省において、一本化することを希望する。</p>	<p>放射性同位元素を内包する輸送物については、当該輸送物が、放射線による障害を防止するために必要な性能を有していることを設計及び検査により担保することが必要なので、放射性物質による放射線障害の防止について知見のある規制機関が規制することが適切です。その考え方により平成 25 年 3 月までは文部科学省が所管しており、平成 25 年 4 月以降は文部科学省の所掌を原子力規制委員会が引き継いでいるので、原子力規制委員会が規制を担当するのが適切と考えます。</p> <p>なお、「輸送行為の実態を踏まえて規定されるべき」との御意見については、国土交通省とは必要に応じ情報共有をする等、適切に連携しています。</p>
11	<p>意見 6 < 該当箇所 > 規則第 1 4 条の 3 第 2 項その他</p> <p>「放射性同位元素装備機器」の用語は色々な条文に出て来るが、該当するものが異なっているように思える。同一の用語を用いるのであれば、定義を統一してほしい。</p> <p>< 内容・理由 6 ></p> <p>法律第 2 条第 4 項に規定された「この法律において「放射性同位元素装備機器」とは、硫黄計その他の放射性同位元素を装備している機器をいう。」と法第 1 2 条の 4 及び規則第 1 4 条の 3 で規定されている「放射性同位元素装備機器」と同一のものを指していると考えて良いでしょうか。</p>	<p>御指摘のとおり、RI 法第 12 条の 4 及び RI 施行規則第 14 条の 3 に規定されている「放射性同位元素装備機器」は第 2 条第 4 項の「放射性同位元素装備機器」は同一のものを指しています。</p> <p>放射性同位元素装備機器の設計認証とは、放射性同位元素装備機器を製造し、又は輸入しようとする者が、当該放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の設計並びに年間使用時間その他の使用、保管及び運搬に関する条件について認証を受けるものであり、機器に装備された放射性同位元素そのものについて何らかの認証を行うものではありません。したがって、御意見にある機器に装備されている放射性同位元素か否かで設計認証の適用、非適用となるのではなく、あくまで放射性同位元素装備機器の設計等に対して認証を行うものです。</p> <p>御意見にある様式中の項目にある「機器に装備されている放射性同位</p>

<p>同一とした場合、「放射性同位元素装備機器」は、「機器に装備されている放射性同位元素」以外のものについて設計認証が適用されないこととなります。</p> <p>また、同法施行規則に規定されている様式「別記様式第1中別紙様式口」及び「別記様式第2」に記載されている「機器に装備されている放射性同位元素」は、「放射性同位元素装備機器」に装備されている放射性同位元素と同一のもの指していると考えて良いでしょうか。</p> <p>そもそも、「放射性同位元素装備機器」は、放射性同位元素が耐火性の容器に収納され、放射性同位元素と耐火性の容器が一体の装置となり、取り外すことができない装置を指すと理解していたのですが、間違いでしょうか。</p>	<p>元素」に記載する「機器」と「放射性同位元素装備機器」は、当該機器の構造等によりそれぞれで範囲が異なるケースもあることから、それらに装備される放射性同位元素も必ずしも同一のものではありません。</p> <p>「放射性同位元素装備機器」は、その定義にあるように、「硫黄計その他の放射性同位元素を装備している機器」であり、御意見にあるようなものに限定されるものではありません。</p>
---	--

御意見に対する考え方

1 - 4 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示 一部改正案に関するもの

番号	御意見	考え方
別表第 1 関係		
1	<p>意見 今回の改正時に、上記別表第 1 を放射性同位元素等の輸送に合わせて、核種の放射能濃度及び放射能の量についての規制免除値を規定し齊一を図るべきである。</p> <p>理由 令和 2 年 6 月 17 日の原子力規制委員会において、炉規法体系において国際規制免除レベルを取り入れていないことに係り、少量であっても規制の対象になりますという枠組みが本当にいいのだろうか、との問題提起があった。これに対して同委員会では、輸送に対して全く規制免除になっていないというわけでもない、社会へのインパクトはほぼゼロ、などの回答がなされている。</p> <p>しかし、下記するように、国際規制免除レベルを含む規制の仕組みが国際標準となっていることから、国内の炉規法下で規制免除を取り入れないという、国際標準と異なる仕組みを維持することは、規制面での錯誤のほか、環境面や自由貿易等の社会活動に与えるインパクトは大きい。</p> <p>1) 国際クリアランスレベル (Bq/g) は施設の廃止措置等による 1 トンオーダーを超える大型機器や建屋についても国際的に流通され再利用や処分をする仕組みであり、量的な制限はない。同時に国際規制免除レベル (Bq/g と Bq) は施設で使用された 1 トンオーダーまでの比較的小規模な汚染機器等について流通され再利用や処分をする仕組みである。両国際レベルが車の両輪として補い合って、環境負荷低減や社会活動の活性化が実現されるが、国際クリアランスレベルを取り入れる一</p>	<p>御指摘については、令和 2 年 6 月 17 日の原子力規制委員会で議論し、今回の改正では、核燃料物質等の陸上輸送に係る規制免除値の取り入れは行わない旨の対応方針を了承したものです。</p>

	<p>方で、国際規制免除レベルを取り入れないことはこれを阻害することになる。国内の原子炉施設等の廃止措置では、国際規制免除レベルを下回る汚染物の搬出再利用が困難となり、環境負荷を増大させるというインパクトがある。</p> <p>2) 流通後消費される物品の流通段階の事例として、海外では輸送規制免除されている少量のトリウム入り溶接棒や少量のトリウム入りフィラメント電球などが日本国内に輸入され、そのまま規制を受けずに輸送されているが、国内の輸入業者が当該溶接棒の輸入量を増やそうとした際に国際規制免除レベルを超えることとなり、海外の輸出業者から国内の輸入業者が忠告を受けるというインパクトがあった。消費者製品としてのトリウムの国内規制は若干難解であり、L型輸送物とすべきところ、国内規制免除と錯誤することもあるのではないか。</p> <p>3) 研究面の事例として、原子炉の中性子を利用した材料開発研究は以前から行われ、今後も利用が増大すると予想されるが、国際規制免除レベルが取り入れられていないことから、施設外での詳細分析に支障が生じ、競争の激しい技術立国としての基盤が脅かされるというインパクトがある。</p> <p>上記に加え、国際規制免除レベルは、放射性物質の陸上輸送を所管する炉規法体系以外の国内法体系（海上輸送、航空輸送）では取り入れられていることから、放射線障害防止の技術的基準に関する法律の目的である、放射線障害防止の技術的基準の斉一を図るべきである。そうしない場合には、この斉一を図らない点について放射線審議会へ諮問する必要がある。</p>	
2	平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）の一	

部を改正する告示（案）について

本告示では、7核種の追加のみが予定されていますが、同時に改正される平成二年科学技術庁告示第七号（放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）の一部を改正する告示（案）においては、同7核種の追加に加えて、全ての対象核種に対して規制免除値である第4欄及び第5欄が追加されます。IAEA 輸送規則及び国際的な輸送規則（IMDG コード、ICAO-TI）を反映して国交省所管の船舶安全法（危規則）及び航空法では既に当該規制免除値が取入れられているため、規制免除値が取り入れられていないのは、本告示のみになります。このように国内法令間に不整合があると、全く同じ微量の放射性物質が適用される法令により規制対象となる場合とならない場合が生じたり、国際的に規制対象でないとして輸送された放射性物質 / 核燃料物質が国内に入った段階で規制対象となったりするなどの問題が生ずる可能性があります。

このため、今回本告示にも RI 告示と同様に規制免除値を取入れることが適切ではないでしょうか。

注) 当該告示に係る考え方の記載が、別紙 1 - 5 の番号 15 にもありますのでご参照ください。

御意見に対する考え方

1 - 5 放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示 一部改正案に関するもの

番号	御意見	考え方
第 1 条の 2 (放射性輸送物とならない放射性同位元素等) 関係		
1	<p>平成二年科学技術庁告示第七号について 意見 1 : 放射性同位元素等の事業所外運搬告示案で用いられる「放射能の量」とは、関係法令では施行規則に 1 か所あるのみで、他では用いられない用語であるため、他の法令や告示と合わせて「放射性同位元素等の数量」とすべきと考えます。これにより、第一条の二 第一項 第二号の主語は、第一号に合わせて「放射性同位元素等の数量が・・・」とすべきではないでしょうか。</p>	<p>御意見にある「放射能の量」は、現行の平成 2 年科学技術庁告示第 7 号 (放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示) (以下「RI 外運搬告示」という。) で使用されています。また、現行条文において引用している国土交通省所管の船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示 (以下「船舶告示」という。) において「放射能の量」としてしていることから、その内容を RI 外運搬告示に規定するに当たり、これまでと同様の規定ぶりとし、かつ海上輸送や航空輸送に係る規定と整合性をとる方が運搬に関わる者等の混乱が生じないものと判断して規定したものです。そのため、原案のとおりとします。</p>
2	<p>意見 2 : 事業所外運搬告示案 第一条の二 第一項 第一号の免除濃度と第二号の免除量は、施行令第一条の「原子力規制委員会が定める数量及び濃度」(以下、「規制下限値」という。) と同じ値です。法でいう放射性同位元素等の定義に該当しなくなるため放射性輸送物としないという論理であれば、施行令第一条における放射性同位元素等の定義である「数量及び濃度を超えるもの」と整合させるために、「未満」ではなく「以下」とすべきと考えます。</p>	<p>御意見にある改正後の RI 外運搬告示案第 1 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号の「未満」については、IAEA 安全基準 (電離放射線の防護及び放射線源の安全に対する国際基本安全基準) において『「放射性核種の基礎的数値」を超えない輸送中の物質には、これらの規則は適用しない』とされていることから、御指摘を踏まえて当該箇所は「超えない」に修正します。</p>
3	<p>意見 3 : 事業所外運搬告示案 第一条の二について 現在の RI 法で規制する「放射性同位元素」とは施行令第一条に規定するものになります。これに従うとなると条文案にある免除濃度又は免除量未満の放射性輸送物は「放射性同位元素等」ではないことになります。法で放射性同位元素等ではないものが、事業所外運搬告示で</p>	<p>「放射性同位元素」の定義は、御意見のとおり放射性同位元素等の規制に関する法律施行令 (以下「RI 施行令」という。) 第 1 条において規定されています。放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則 (以下「RI 施行規則」という。) 第 18 条の 3 及び RI 外運搬告示に係る今回の改正は、この RI 施行令に規定された定義に該当する放射性同位元素の</p>

	<p>「放射性同位元素等」という用語を用いることには法令上の矛盾が生じると考えます。</p>	<p>うち、放射性輸送物として運搬する際の規制の対象となるものの範囲を規定するものであり、法令上の整理として、放射性輸送物とならなかった放射性同位元素等が、RI 施行令第 1 条に規定する放射性同位元素から除外されることにはなりません。したがって、RI 外運搬告示で「放射性同位元素等」という用語を用いても法令上の矛盾が生じることはありません。</p>
4	<p>意見 4：事業所外運搬告示案 第一条の二について</p> <p>現在の規制では、施行令第一条の「原子力規制委員会が定める数量及び濃度」(以下、「規制下限値」という。)を超える放射性物質は「放射性同位元素」として RI 法の規制を受けるようになります。しかしながら、法令上で明文化はされていないものの、一度規制を受けた物理的性状が固体の放射性同位元素等は規制下限値をどんなに下回ったとしても(減衰して数 Bq になっても) RI 法上の「放射性同位元素等」として規制を受けおり免除基準がありません(PET 廃棄物は除く)。今回の改正において、免除濃度又は免除量未満(放射性同位元素の定義に合わせるなら「以下」にすべきと考えます)で放射性輸送物とならなくなる場合、これらは「放射性同位元素等」に該当しなくなるとの理解で良いでしょうか。放射性輸送物でなくなったとしても「放射性同位元素等」として管理が必要なのであれば、それを法令の中で定義する必要がある(条文の中で「放射性同位元素」としているため)と考えますが、それはどこで規定されているのか。ないのであればそこを整理した上での改正が必要ではないでしょうか。</p>	
5	<p>平成二年科学技術庁告示第五号及び平成二年科学技術庁告示第七号の一部を改正する告示(案)</p> <p>別表第 2 について</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性輸送物とならない放射性同位元素等に関するコメント <p>【外運搬告示 第一条の 2 第 1 項】</p> <p>4. 第 1 号のただし書きにある「別表第三」は「別表第一」ではないでしょうか。(第 2 号のただし書きにある別表第三も同じ。)</p>	<p>御意見のただし書の規定については、IAEA 総合規制評価サービス(IRRS)フォローアップミッションにおける「(第 2)表に掲載されていない放射性核種の数値の承認プロセスを規制関係の文書において指定すべきである」との勧告への対応として規定することとしたものです。別表第三は、別表第一(注:IAEA の安全要件という第 2 表)に数量が掲げられていない放射性同位元素等の放射能濃度及び放射能の量の限度を定める表であり、ここで定める値以外の承認規定を設ける必要があることから原案のとおりとします。</p> <p>なお、現行規定で引用している船舶告示別表第 3 の備考欄に同様の</p>

		規定があり、その内容を条文として規定したものです。
6	<p>5 . 第 3 号に規定する鉱石等に含まれる RI で免除濃度の 10 倍を超えるものを輸送する場合は規制するということでしょうか？</p> <p>これは NORM の関連することかと思いますが、現在は使用についても規制していないと認識しています。(ガイドライン運用?)</p> <p>原子力規制庁ホームページ(天然鉱物及び鉱石類の使用について)</p> <p>https://www.nsr.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/genryou/shiyou10.html</p>	<p>御意見のとおり、放射性同位元素等の規制に関する法律(以下「RI法」という。)では、従前から、現行規定で引用している船舶告示第1条の2第1項第3号に基づき、鉱石等に含まれる放射性同位元素の濃度が免除濃度の10倍を超える鉱石等を運搬する場合を放射性輸送物に係る規制の対象としています。なお、現状、規制の対象となるものは想定されていません。</p> <p>御意見にあるガイドライン(ウラン又はトリウムを含む原材料、製品等の安全確保に関するガイドライン)については、天然鉱物等に含まれるウラン、トリウム及びそれらの崩壊系列の核種が対象であり、これらの核種はRI法ではなく核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の対象となっています。</p>
7	<p>【外運搬告示 第1条の2第2項】</p> <p>6 . 承認を受けようとする濃度又は放射能の量を算出した方法を説明する書類を添えた申請書の提出を求めています。この法令の根拠となるIAEA輸送規則の403項(a)には算出方法としてGSR-Part3の原則に従った計算がされるべきと具体的に示されており。今回はこのような具体的な求め方を提示しないのでしょうか。</p>	<p>御意見にあるIAEA安全要件の403項(a)による算出方法であるか否かは、申請書の審査の過程で確認することになります。これらの根拠については、GSR-Part3の原則に従った計算もその方法の一例となりますが、申請者側が選択し、審査において説明すべき内容であることから、RI外運搬告示の条文においては詳細に規定していません。</p>
8	<p>7 . IAEA輸送規則の403項(a)はGSR-Part3の原則に従って求めた数値を適用するにあたり、多国間承認を求めています。今回は法令のどこかに規定されないのでしょうか。仮に国際間輸送に運用する場合には多国間承認の手続きが行えない状況になってしまいます。</p>	<p>御意見にある多国間承認とは、輸送に係る諸外国(例えば日本からの輸出先や輸出に伴い通過する国)の承認を得る手続を指すものと考えますが、日本で承認されたものが諸外国で承認されるか否かは、その当事国の法令等に基づくこととなります。したがって、他国での承認の手続について、日本の法令であるRI法及びその下位法令には規定していません。</p>
9	<p>【外運搬告示 第1条の2第3項】</p> <p>8 . 告示第1条の2第3項に従い、別記様式第二による申請書を提出する場合、当該別記様式第二の記載事項で同条第1項第4号に求められる委員</p>	<p>御意見にある改正後のRI外運搬告示案第1条の2第1項第4号の規定は、現行規定で引用する船舶告示第1条の2第1項第4号に当たりますが、これまでも申請の実績は無く、あらかじめ審査に係る具体的</p>

	会による安全上支障がないと認めるだけの審査が可能なのでしょうか。具体的な判断基準や必要な情報について、通知やガイドライン等で明示してください。	判断基準等を示すことは困難であり、個別案件ごとに関係する国内法令、IAEA 安全要件や諸外国の事例等を参照して審査することになります。
第 2 条（L 型として運搬できる放射性同位元素等）関係		
10	・特別形に関するコメント 【外運搬告示 第 2 条 第 1 項】 9 . 表中で「外国の法令上これと同様に取り扱われるもの」とされているが、海外から日本国内に輸入されるもので、外国特別形承認書があったものについては、これに該当し、別記様式第三による承認は必要としないという認識で宜しいでしょうか。	御認識のとおりとなります。
11	10 . 第 1 号の表の下欄における「放射性物質」は「放射性同位元素」ではないでしょうか。	御指摘を踏まえ、第 2 条第 1 号の表下欄の当該箇所の「放射性物質」は「放射性同位元素」に修正します。
12	<内容> 第 2 条の 表内 放射性同元素等の区分 固体 当該カプセル等の設計が次に掲げる基準に適合しているかと原子力規制委員会が認めるもの又は外国の法令にこれと同様に取り扱われているもの（以下、「特別形放射性同位元素等」という。） 第 2 条 第 2 項のカプセル等の設計についての承認を受けようとする者は、・・・ <意見> 海外製の線源の場合は、航空機輸送の観点で特別形の承認（海外で）が得られた線源が流通している。 「特別形放射性同元素等」の設計承認は、いずれの者が必要となる者なのでしょうか？ 使用者がこの設計承認を取ることは不可能と考えます。 また、海外で取得されている特別形の設計承認を国内で使用者使用する場	「特別形放射性同位元素等」の設計の承認申請は、許可届出使用者等（許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者）が行うこととなりますが、御意見にあるとおり、海外製の線源であって、当該線源が特別形放射性同位元素等として外国の法令に基づき承認を得ている場合には、当該線源については原子力規制委員会の承認は必要ありません。 国内において製造された線源については、原子力規制委員会で特別形放射性同位元素等として承認されたもの又は外国の法令に基づき設計の承認等を得たものでなければ特別形放射性同位元素等として運搬することはできません。 英語版の特別形放射性同位元素等設計承認書については要望に応じ発行しますのでご相談ください。

	<p>合の手続きどのようになるのでしょうか？</p> <p>線源の使用者は、設計承認を受けた特別形の線源を使用する場合、どのような手続きとなるのでしょうか？</p> <p>以上 ご教授願います。</p> <p>国内で製造された線源では、特別形の設計承認が取得されていない線源が存在すると思われませんが、それらの取扱はどのようになるのでしょうか？</p> <p>また、国内で特別形の設計承認を取得した場合、英文版などの発行をお願いいたします。</p>	
13	<p>意見 / 理由 : <該当箇所> の規則の別表第二</p> <p><内容></p> <p>第 2 条で規定する「特別形放射性同位元素等」の運用について。</p> <p><意見></p> <p>「特別形放射性同位元素等」について、使用者は、どのような対応を取る必要があるのかをご教授をお願いいたします。</p> <p>容器承認では、線源カプセルの密封性に関する解析を行っている。その内容と「特別形放射性同位元素等」の設計承認とは、どのような関係となるのか？</p> <p>以上ご教授をお願いいたします。</p>	<p>許可届出使用者等の特別形放射性同位元素等に関する対応については上記 12 の考え方に示したとおりになります。</p> <p>御意見にある容器承認については、既に特別形放射性同位元素等として設計の承認を受けているものを収納して運搬する場合には、当該特別形放射性同位元素等を収納する容器として容器承認を得る必要があります。BU 又は BM 型輸送物に、特別形放射性同位元素等として設計の承認を得ていない放射性同位元素等を特別形放射性同位元素等として収納して運搬する場合には、容器承認に加えて、実際に収納する放射性同位元素等について特別形放射性同位元素等の設計の承認を得る必要があります。なお、特別形放射性同位元素等として運搬しない場合は特別形放射性同位元素等の設計の承認は得る必要ありません。</p>
14	<p>【外運搬告示 第 2 条 第 3 項】</p> <p>1 1 . 交付される特別形放射性同位元素等設計承認書は、当該カプセルを海外へ輸出する際にも有効なものと認識して宜しいでしょうか。また、英語版の承認書を発行してください。</p>	<p>特別形放射性同位元素等を海外へ輸出する際の手続、要件や必要な書類等は各国の事情により対応が異なるため、個別に確認していただく必要があります。</p> <p>英語版の特別形放射性同位元素等設計承認書については要望に応じ</p>

		発行しますのでご相談ください。												
15	<p>12. 例えば IAEA の SSR-6 の 834 項に示される特別形承認書への記載事項の一つとして IAEA 輸送規則の何年版に基づく承認であることを示すことが含まれておりますが、告示第 2 条第 3 項に列記される特別形設計承認書の項目は、SSR-6 の 834 項と必ずしも一致しておりません。IRRS の指摘の取り入れという観点であれば特別形承認書への記載事項はもう少し 834 項との整合を図るべきではないでしょうか。</p>	<p>当該特別形放射性同位元素等設計承認書が IAEA 安全要件 834 項 (d) に関する「IAEA 放射性物質安全輸送規則」の何年版に適合しているかについては「その他特記事項」(改正後の RI 外運搬告示案第 2 条第 3 項第 7 号)に記載します。</p> <p>併せて、平成 2 年科学技術庁告示第 5 号(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示)(以下「核外運搬告示」という。)で規定する特別形核燃料物質等設計承認書の記載事項についても整合性を図る観点から、「その他特記事項」(改正後の核外運搬告示案第 3 条第 3 項第 8 号)を追加します。</p>												
その他														
16	<p>意見 7</p> <p>< 該当箇所 > 法令に取り入れる IAEA が示す基準について</p> <p>IAEA が示す限度値等は、法令に取り入れる前に適正に評価されることを検証すべきである。</p> <p>< 内容・理由 7 ></p> <p>RI 法では、輸送物に収納できる量の限度値 (A1 値、A2 値) を始め、下限数量 (BSS)、特定放射性同位元素の数量 (D 値) 等、これまでに IAEA が示した数値を法令に取り入れている。それぞれ、数値を算出する方法が異なるため同一核種であっても数値自体が同じになることはないが、いずれの場合も一般公衆の被ばく線量を評価したものであるため、核種同士を比較した危険の度合いは、同じような評価が得られるものと理解している。</p> <p>137Cs、60Co、85Kr のそれぞれの限度値を比較したものを以下に示す。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>A2 値</th> <th>D 値 *</th> <th>下限数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>137Cs</td> <td>600GBq</td> <td>100GBq</td> <td>10kBq</td> </tr> <tr> <td>60Co</td> <td>400GBq</td> <td>30GBq</td> <td>100kBq</td> </tr> </tbody> </table>		A2 値	D 値 *	下限数量	137Cs	600GBq	100GBq	10kBq	60Co	400GBq	30GBq	100kBq	<p>A 値は A 型輸送物で許容される放射性同位元素の収納限度であり、IAEA の A1 値 A2 値の計算と適用のための Q システムに基づき算出されています。御意見にある下限数量は規制免除値 (改正後の RI 外運搬告示案第 1 条の 2 第 1 項第 2 号の免除量) を指すものと考えますが、規制免除値は当該値を超えた場合に放射性輸送物として運搬する必要がある値であり、GSR Part 3 (BSS 値) の放射エネルギーの値を取り入れたものになります。D 値は未管理状態に放置した場合に重篤な影響を引き起こす量であり、分散しない場合 (密封) を示す D1 値と分散する場合 (非密封) を示す D2 値と分けて評価され、D1 値と D2 値で厳しい値が採用されています。</p> <p>それぞれの値について想定されているシナリオが異なるため、核種によって A 値、規制免除値、D 値で危険度の度合いが異なる場合があります。</p> <p>IAEA が示す限度値等の技術的基準については国際的に承認されたものであり、国内法令取り入れについては放射線審議会等で妥当性を検討した上で取り入れを行っているものであり、値については適正に評</p>
	A2 値	D 値 *	下限数量											
137Cs	600GBq	100GBq	10kBq											
60Co	400GBq	30GBq	100kBq											

<p style="text-align: center;">85Kr 1000GBq 3000GBq 10kBq</p> <p>* D値は、IAEAの「Dangerous quantities of radioactive material(D-values)」から引用した。</p> <p>137Csと60CoではA2、Dは、危険の度合いが137Cs<60Coとなっているが、下限数量では逆転している。また、85Krについては、A2、D値は137Cs、60Coの15倍～1000倍であるのに対し、下限数量では137Csと同値、60Coの1/10と、同等或いはそれ以上の危険性があると評価されている。</p> <p>85Krは希ガスであるためサブマージョンのみで内部被ばくは無いものとされているはずであり、放出する放射線もβ線(max.687keV 99%)が主であり、541keVのγ線を0.43%しか放出しない。60Coの10倍の線量を被ばくするとは考えられない。このため計算ミスかパラメータの設定ミスなどによる算定ミスの可能性が高いのではないかと考えられる。</p> <p>下限数量は、法規制対象とするかどうかの限度値であるため、85Krの10kBqが適正に評価され算出されたものであるかどうかを確認していただきたい。もしも、適正な評価であるとするならば、なぜその他の限度値では、137Csや60Coよりもはるかに危険度の低いものと評価している85KrがBSSでは、危険度の高いものと評されている理由を説明していただきたい。</p> <p>今後もIAEAから提示された限度値等は多く提示され、法令に取り入れられると思われる。評価に間違いも有り得るので、適正な評価がされているかを法令に取り入れる前に検証していただくことを要望します。</p>	<p>価されています。</p>
--	-----------------

御意見に対する考え方

1 - 7 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等 一部改正案に関するもの

番号	御意見	考え方
1	<p><該当箇所> の資料</p> <p><内容> 審査基準又は処分基準について。</p> <p><意見> 標準処理期間について、迅速に処理をお願いし、短縮することを希望いたします。</p>	<p>標準処理期間は、申請が到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すると考えられる標準的な期間を目安として示すものであり、実際の申請の状況や内容に応じ、適切に処理していきます。</p>

その他の御意見

番号	御意見（要約）
1	サイバーセキュリティ対策に関する御意見
2	IAEA に対する感想
3	申請書及び承認書への法人番号の記載についての御意見